

第2章

いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

(自然と都市と市民生活が調和した安心・安全都市の形成)

2-1-1 親しみと安らぎのある水辺の整備

《現状と課題》

本市における河川の水質は徐々に改善されているものの、依然として都市化の進行に伴う生活排水が河川の水質へ大きな負荷を与えています。また、土地利用の変化等により、流域の持つ保水・遊水機能が低下し、河川の平常時流量が減少するなど自然が本来備えていた水循環系のバランスが崩れています。

一方、平成9年に河川法が改正され、その目的に河川環境の整備と保全を図ることが追加されたことなどを受けて、本市においても多自然川づくりを推進してきましたが、多くの川はコンクリート等で整備されたままで、市民が水と親しめる空間は希少な存在となっています。

こうしたことから、水質の更なる改善や、河川の平常時流量の確保などにより健全な水循環系を再生するとともに、親水性や多様な生物の生息など河川が本来持っていた様々な機能を復元し、市民が親しみと安らぎを感じられる水辺環境の創出が求められています。また、公共的に使用できる空地が減少していることから、調整池を、市民が自然に親しむことのできる水辺空間として有効活用していくことも課題です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

健全な水循環系のもと、河川や調整池において、すべての市民が身近で親しみと安らぎを感じる水辺空間が確保されている状態

〔施策の方針〕

市民が親しみと安らぎを感じる水辺環境を創出するため、水循環系再生行動計画に基づいて健全な水循環系の再生を図るとともに、多自然川づくりを推進します。

また、調整池を活用した水辺空間等の整備についても検討を行います。

第2章 政策1 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

≪指標≫

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
海老川流域本川及び各支川最下流の汚濁解析モデルによるBOD ¹ 値（推計） （海老川流域水循環再生構想）	各観測地点において 5～21 mg/l （平成15年度）	全観測地点において 5 mg/l （平成27年度）	海老川流域水循環再生推進協会にて公表。 28年度以降は50年度3 mg/l（長期目標）を目標値とする。
透水性舗装整備面積	79,398 m ² （平成21年度）	122,398 m ²	印旛沼・海老川・真間川各流域の舗装整備面積
多自然川づくり改修延長	2,527m （平成21年度）	5,110m （平成27年度）	28年度以降は新たな事業計画による。

≪施策の方向≫

施策1) 清らかで豊かな流れの創出

流域ごとに策定された水循環系再生行動計画に基づき、水質の更なる改善を図るため、生活排水対策等を推進します。また、河川の平常時流量を確保するため、公共施設のみならず各家庭においても、雨水浸透施設の設置や透水性舗装材の使用等の土地の保水機能を高める雨水浸透を推奨します。

〔主要事業〕

- ・水循環系再生の推進
- ・雨水浸透施設の整備促進
- ・透水性舗装の整備推進

¹ BOD：(Biochemical Oxygen Demand) 生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物等が微生物によって酸化・分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値。数値が大きくなるほど汚濁が著しい。

施策2) 自然を活かした水辺の整備

市民が親しみと安らぎを感じる水辺環境を創出するため、散策路や親水空間等を施した多自然川づくりの整備を推進します。また、平常時における調整池の有効利用を図るため、地域住民との協働²により、市民が維持・管理に関わることができるような機会の創出や市民が親しめる水辺空間としての整備について検討します。海老川調節池については、市の中心部並びに船橋駅や東船橋駅に近い特性を活かし、「水と緑と人が生き生きとしてふれあえる大きな広場」として多目的機能を備えた整備を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 多自然川づくりの推進
- ・ 調整池の有効利用の検討
- ・ 海老川調節池の多目的利用

² 協働：市民・市民活動団体・事業者・学校・議会・行政等のあらゆる主体が、それぞれの社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために、創造的かつ持続的に取り組むこと（船橋市市民協働の指針より）。

2-1-2 豊かなみどりの保全と創出

《現状と課題》

都市化の進行によって本市の緑地面積は年々減少しており、300㎡以上の樹林地についてみると、平成2年には860haでしたが、平成16年には657haと約200ha減少しています。また、一人当たりの都市公園面積は、平成2年度の1.70㎡から平成21年度には2.84㎡と約1.14㎡増加していますが、全国平均から見ると必ずしも高い水準とはいえません。

こうした状況に対して、緑豊かな都市を実現するため、緑の基本計画改定版に基づいて市内に残る貴重な緑地の保全を図るとともに、市民の憩いの場となる公園等を整備することが求められています。また、身近な緑の創出や維持・管理を図るため、市民団体等による自主的な緑化活動の支援や、市民等と連携した緑の保全と創出・育成が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

都市緑地・公園等の整備や身近な緑の普及促進により、緑豊かな都市が形成されている状態

〔施策の方針〕

豊かな緑が保全・創出された都市を形成するため、公園が充実したまちづくりや、市内に残る貴重な自然林・緑地及び身近な緑の保全・創出を推進します。さらに、市内を広域的に結ぶ緑と水のネットワークを形成するとともに、市民等との連携によって、質の高い緑の維持・管理に努めます。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
市民一人当たりの都市公園面積	2.84㎡/人 (平成21年度)	5㎡/人 (当面の目標)	市民一人当たり都市公園面積＝ 都市公園面積/(住民基本台帳登録 済み人口+外国人登録人口)
アンデルセン公園年間入園者数	551,766人 (平成21年度)	570,000人	
街路樹改植路線数	5路線 (平成21年度)	17路線	
ふれあい花壇件数	84件 (平成21年度)	100件	

〈施策の方向〉

施策1) 公園緑地の整備

緑の保全を図るとともに市民の憩いの場を確保するため、都市の中の身近な公園・緑地や、市民のレクリエーション需要に対する大規模な公園の整備に努めます。特に、歩いていける範囲にある中規模な公園を整備し、都市の快適性や都市防災に寄与する公園が充実したまちづくりを推進します。

〔主要事業〕

- ・ 公園緑地の整備
- ・ 防災公園の整備
- ・ アンデルセン公園の整備
- ・ 市民参加の公園づくり
- ・ 公園緑地・街路樹等の維持・管理

施策2) 緑と水のネットワークの形成

緑と水のネットワークの形成を図るため、海から源流まである本市の水系特性を生かし、既設の施設や自然資源の保全と新たな施設の整備を行います。具体的には、緑と水の景観に親しめるネットワーク（南部海老川環境軸）や、本市北部の樹林や農地などからなる自然豊かなふるさとが感じられるネットワーク（北部アンデルセン環境軸）の形成により、広域公園的な空間形成を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 南部海老川環境軸の形成
- ・ 北部アンデルセン環境軸の形成

施策3) 都市緑化の推進

市民が身近な生活の中で豊かなみどりを感じられるよう、公共施設や民有地において景観木や生垣等による立体的な緑の創出を積極的に進めます。また、緑化重点地区を設定し、重点的な緑化の推進を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 街路樹による緑化
- ・ 景観木・生垣による緑のまちづくり
- ・ 緑化重点地区における緑化の推進

施策4) 市民等との連携による緑の保全と創出

緑の保全・創出・育成を図るため、市民等との連携により新たな緑を創出するとともに、質の高い緑の維持・管理を図ります。また、花と緑にあふれた都市づくりを推進するため、緑化に関する情報を提供するとともに、市民等による自主的な緑化活動を支援し、花と緑を育てていきます。

〔主要事業〕

- ・市民・企業（事業者）との連携による緑化推進
- ・市民参加による緑の保全・活用と管理
- ・市民による花いっぱい運動の推進

施策5) 自然林等の保全対策の推進

船橋らしい緑を将来に継承するため、良好な景観形成に寄与する里山・斜面林や、水系と一体となって生物を支えている自然林等の保全に努めます。また、緑と水のネットワークを形成する南北環境軸における斜面林や、クロマツやタブノキを中心とした東西軸の樹林については、重要な緑として位置づけ保全・活用していきます。

〔主要事業〕

- ・指定樹林制度の活用による樹林等の保全
- ・指定樹林制度の活用による巨木の保全
- ・市民の森制度の活用による樹林等の保全・活用
- ・里山の保全

2-1-3 自然と共生したまちづくり

《現状と課題》

都市化の進行に伴い、市内では樹林地や湿地等の動植物の生息に適する環境が悪化、減少している中で、干潟の持つ高い水質浄化機能や多くの生命を生み育てる役割を見直し、大切に守っていこうという動きが全国的に高まっており、本市においても「ふなばし三番瀬クリーンアップ³」など、市民とともに三番瀬の保全・再生を図る取り組みを進めています。また、環境と共生した自然豊かなまちづくりや景観に配慮したまちづくりを進めるため、環境共生まちづくり条例等に基づき開発等の規制・誘導を実施しています。

こうした状況の中、市内に残された樹林地や湿地の適切な保全・整備を推進し、多様な動植物が生息できる環境の保全・回復を図っていくことが求められています。

また、生物多様性が確保された三番瀬を未来に引き継ぐため、三番瀬の保全・再生に向けた総合的な取り組みを推進するとともに、千葉県及び関係自治体（市川市、浦安市、習志野市）との連携の強化により広域的な課題の解決を図っていく必要があります。

さらに、今後も自然と共生したまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政の協働で取り組んでいくことが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民、事業者、行政の協働により、水辺や緑などの貴重な自然が活かされ、人と自然が共生したまちづくりが実現されている状態

〔施策の方針〕

人と環境が共生した自然豊かなまちづくりを実現するため、生態系の持つ多様な機能の価値に配慮して、生物多様性の確保に向けた取り組みや、三番瀬の保全・再生を行うとともに、「環境共生まちづくり条例」等に基づく環境と調和したまちづくりを目指します。

さらに、健全な生態系を保全・再生・創出するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、広域的な連携にも配慮しながら、生息・生育空間を適切に配置したエコロジカル・ネットワークの形成に取り組めます。

³ ふなばし三番瀬クリーンアップ：船橋の自然を代表する三番瀬の清掃活動や自然観察を行うイベント。三番瀬に対する理解と関心を深め、三番瀬の保全を図ることを目的とする。

第2章 政策1 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
市が主催・共催・後援する三番瀬に係る事業の参加人数 (平成22年度中に調査実施)	一人 (平成22年度) ※調査中	一人	市が主催・共催・後援を行っている三番瀬関連事業への延べ参加人数を実績報告から把握
環境との共生に対する市民の満足度 (平成23年度に市民意識調査実施)	—% (平成23年度)	70% (仮)	環境と共生する豊かなまちであると思う市民の割合

《施策の方向》

施策1) 生物多様性の確保

多様な動植物が生息できる自然環境を保全・整備するため、市内における動植物の分布や生息状況等を把握し、自然環境の保全に向けた取り組みを行います。

〔主要事業〕

- ・ 船橋市内自然環境調査

施策2) 三番瀬の保全・再生

三番瀬の豊かな生態系を将来の世代に残し干潟の恵みを享受できるよう、ラムサール条約へ登録し、干潟への負荷の抑制、三番瀬の自然環境や漁場の保全・再生・利用を図ります。また、市民が自然に親しみながら干潟の生き物や水鳥の観察等の環境学習が行えるよう、「ふなばし三番瀬海浜公園」を含め三番瀬全体を体験型環境学習の場（エコミュージアム⁴）として活用します。

〔主要事業〕

- ・ 三番瀬の保全・再生・利用の推進
- ・ 三番瀬における環境学習の推進

⁴ エコミュージアム：地域社会の発展を目的として、ある一定の地域の受け継がれてきた自然環境や生活文化等を地域資源と捉え、その地域全体を博物館と見立てて、行政と地域住民が一体となって保全し、活用していくこと。

施策3) 環境と調和したまちづくり

環境と共生する豊かなまちづくりを進めるため、地域の自然環境と宅地や都市の整備・開発事業との調和を図ります。あわせて、市民の健康、安全及び福祉を保持するとともに、災害に強い地域社会をつくります。

〔主要事業〕

- ・環境共生まちづくり条例等による開発等の規制・誘導

2-2-1 環境負荷の少ないまちづくり

《現状と課題》

本市では大気の状態や河川の水質は改善されつつあるものの、光化学スモッグや海域・地下水などにおいて、依然として環境基準を達成していない項目があります。

また、ライフスタイル（生活様式）の多様化等に伴って、生活騒音等日常生活に起因する環境問題が顕在化しており、近隣同士のトラブルの原因となることもあります。

さらに、地球温暖化問題のように、一人ひとりの生活や事業活動そのものが直接的・間接的に地球規模の環境悪化に影響を与えているものもあります。

こうした状況の中、大気や水などの地域環境への負荷を低減するため、汚染物質を排出する事業所等に対する適正な規制と、継続的な監視体制の確立が求められています。

また、日常生活に起因する環境問題は法令等による規制の対象外であることから、苦情の発生等を未然に防ぐため、市民等への広報活動の強化を通じて地域の生活環境保全に対する意識啓発に努める必要があります。

さらに、温室効果ガスの排出抑制について、市民や事業者一人ひとりが自ら行動できるよう、各種の取り組みを進めていく必要があります。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境への負荷の低減に努め、公害のない、恵み豊かな環境が未来の世代に受け継がれている状態

〔施策の方針〕

環境への負荷を低減し、地球温暖化対策や資源循環・省エネルギーといった取り組みを促進するため、市民、事業者、行政が協力し合って環境保全を進めます。また、人の健康や生活環境へ被害を及ぼすおそれのある公害を未然に防止するため、安全な生活環境の保全に取り組みます。

さらに、かけがえのない地球環境を保全するため、限りある資源の効率的な利用やエネルギー使用の削減を図ります。

また、きれいなまちづくりを推進するため、市民の手による清掃活動を実施します。

第2章 政策2 環境負荷の少ない資源循環社会の構築

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
環境フェア来場者数	4,000人 (平成21年度)	4,300人	
大気環境基準項目達成率	71% (平成21年度)	88%	大気環境監視業務にて把握
水質環境基準項目達成率	70% (平成21年度)	82%	水質監視業務にて把握
市の事業による温室効果ガスの排出量	199,392t-CO ₂ ⁵ (平成21年度)	179,453t-CO ₂	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく調査結果
「クリーン船橋530の日」参加者数	58,000人 (平成22年度)	60,000人	
「船橋をきれいにする日」の参加者数	44,000人 (平成21年度)	60,000人	

《施策の方向》

施策1) 環境保全体制の充実

各種環境保全の取り組みを総合的に推進する環境基本計画を実効性のあるものとするため、市民、事業者、行政等広く連携協力体制を確立し、環境保全の取り組みを進めます。また、広報やホームページ等を活用して環境情報を提供します。さらに、一人ひとりによる環境を守るための自主的な活動を促進するため、家庭、学校、公共施設等において環境学習・環境教育を積極的に展開します。一方、事業者については、自主的・積極的な環境配慮に対するシステムづくりを普及・促進します。

〔主要事業〕

- ・ 環境基本計画等の進行管理
- ・ 環境学習の推進

⁵ t-CO₂：二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン等）を二酸化炭素に換算した量

施策2) 地域環境への負荷の低減

良好な大気環境の保全のため、大気汚染状況の常時監視、自動車や工場における大気汚染物質の削減対策等を行います。また、公共用水域の水質向上のため、川や海の常時監視、生活排水対策や事業所等における水質汚濁物質の削減対策、地下水の保全等を行います。さらに、事業活動や社会活動に起因する生活環境問題を未然に防止するため、土壌汚染対策、騒音・振動・悪臭・地盤沈下等の防止対策、市民等からの公害苦情に対する適正処理に努めます。

〔主要事業〕

- ・自動車公害対策
- ・監視体制の整備及び結果の公表
- ・土壌汚染対策

施策3) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を地域から推進するため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画に基づき、地域における地球温暖化防止のための意識啓発や新エネルギーの導入、省エネルギーへの取り組みを進めます。

また、行政執行機関として事業の実施にあたり、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出の抑制を図ります。

〔主要事業〕

- ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画の推進
- ・エコオフィスの推進

施策4) まちの美化の推進

清潔・安全で快適なまちづくりを推進するため、道路上に散乱しているごみの清掃活動や、路上喫煙、ポイ捨て防止のための啓発・パトロールを行います。

〔主要事業〕

- ・「船橋をきれいにする日」・「クリーン船橋530」の開催
- ・路上喫煙及びポイ捨ての防止に向けた啓発等の実施

2-2-2 循環型社会の構築

《現状と課題》

市内のごみ収集量や1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、平成18年3月に行われた「ごみとリサイクルに関するアンケート調査」でも、ごみの減量やリサイクルに対する市民意識がより高まっている傾向をみることができます。ただし、リサイクル率については、近年おおむね横ばいで推移しています（平成20年度は21.3%）。

また、平成20年に廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例を施行し、市民生活や事業活動に伴って排出されるごみの減量化及び資源化や、その適正処理に努めてきました。

こうした状況の中、より効率的で環境への負荷が少ないごみ収集・処理体制を整備するため、新たな分別方法を含めたごみの分別・収集ルール of 適正化を図り、市民の理解と協力を得ることが求められています。また、市民や事業者等に対する意識啓発等を通じ、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進することが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

大量消費・大量廃棄のライフスタイル（生活様式）から、限られた資源を効率的・有効的に利用し、将来にわたって持続可能な循環型社会が実現している状態

〔施策の方針〕

環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、市民生活や事業活動におけるごみの減量化・リサイクルの取り組みを推進します。

また、ごみの適正かつ効率的な処理を図るため、ごみ処理体制の整備・充実を図ります。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
ごみ発生量	221,002トン (平成21年度)	236,592トン (仮)	
最終処分量	11,973トン (平成21年度)	13,450トン (仮)	
リサイクル率	20.6% (平成21年度)	25%	

〈施策の方向〉

施策1) ごみ減量化・リサイクルの促進

ごみの総排出量及び最終処分量の削減とリサイクル率の向上を図るため、一般廃棄物処理基本計画に基づいてごみの減量化や資源物の分別回収等を進めます。また、産業廃棄物の排出抑制及び適正処理のため、収集運搬業者や処分業者の許認可業務、及び排出事業者、収集運搬事業者、処分業者への指導・監督を行います。さらに、不法投棄等の不適正な行為を防止するため、監視の強化を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の進行管理
- ・ ごみ減量・リサイクル意識の啓発
- ・ 有価物及び資源ごみ回収の推進
- ・ 産業廃棄物の適正処理の推進

施策2) ごみ処理体制の整備・充実

資源ごみの回収をより一層推進するため、ペットボトルのステーション回収をはじめとする多様な分別・収集方法を検討します。また、ごみ処理施設の整備・充実を図る一方、環境負荷の低減を目指して、西浦資源リサイクル施設の建設や、老朽化が著しい北部清掃工場及び南部清掃工場の施設の更新を行います。

〔主要事業〕

- ・ 北部清掃工場の建替
- ・ 南部清掃工場の建替
- ・ 西浦資源リサイクル施設の建設

2-2-3 汚水処理体制の充実

〈現状と課題〉

公共下水道は、生活環境の向上、浸水被害の軽減、公共用水域の水質保全等、衛生的で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない都市施設です。

本市の下水道計画は、市域の約83%に当たる7,110haを整備の対象としており、平成21年度末で下水道普及率は70%を達成しましたが、依然として未整備の区域が残っています。一方、下水道が利用できない区域では浄化槽による汚水処理を実施し、西浦処理場でし尿や浄化槽汚泥の処理を行っています。

下水道事業では、東京湾の富栄養化対策として窒素・リンを除去する高度処理を西浦・高瀬下水処理場で実施し、さらに雨天時の放流水による公共用水域の汚濁を防止するため、合流式下水道の改善対策を図っています。また、施設の増設や老朽化施設の改築・更新を進めているところです。

こうした状況の中、公共用水域の水質改善を図るため、下水道普及率のさらなる向上が求められるとともに、下水道が普及していない区域にあっては、生活排水の適正な処理を行うことが必要です。

今後、下水道資産の有効利用や機能保全のための計画的な維持管理が重要な課題となることから、施設の安全性を考慮しながら維持・管理を含めたコストの縮減を図り、効率的な経営に努める必要があります。

〈基本方針〉

〔めざすべき姿〕

公共用水域において良好な水質が保全され、快適な生活環境が創出されている状態

〔施策の方針〕

下水道の効率的な整備を促進し、さらなる普及率向上に努めるとともに、計画的で適正な維持管理を行うことで機能保全とコスト縮減を図ります。また、し尿及び生活排水を適正に処理するため、し尿収集・処理体制の充実を図るとともに、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理のための啓発等に努めます。

第2章 政策2 環境負荷の少ない資源循環社会の構築

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
公共下水道普及率	70% (平成21年度)	90%	普及率＝公共下水道整備済みの人口/住民基本台帳登録済み人口
公共下水道高度処理率 (西浦・高瀬下水処理場)	90% (平成21年度)	100%	処理率＝現有高度処理能力/下水処理場処理能力
高度処理型合併処理浄化槽の普及率	6.1% (平成21年度)	30%	市内に設置された浄化槽のうち高度処理型合併処理浄化槽の設置割合

《施策の方向》

施策1) 下水道の整備と管理

快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備及び老朽化した施設の更新を進めるとともに、事業に対する市民の理解・協力が得られるよう市民への説明や啓発を充実します。

また、健全な下水道経営のため、効率的・効果的な事業推進、社会情勢の変化への適応や、適正な維持管理に向けた下水道計画を策定・見直しします。

〔主要事業〕

- ・公共下水道の適正な計画に基づく整備
- ・下水道の維持管理と経営の効率化
- ・下水道施設のアセットマネジメント（生涯コストを見据えた長期的な補修・更新計画）

施策2) し尿処理体制の充実

し尿及び生活排水の適正な処理により衛生的な環境を確保するため、し尿の効率的な収集や、処理施設の維持・管理の適正化を図ります。また、衛生的な生活環境の確保と公共用水域における水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽の普及を図り、適正な維持・管理が行われるよう指導・啓発を行います。

〔主要事業〕

- ・し尿の収集・処理
- ・高度処理型合併処理浄化槽の普及促進

2-3-1 市民の安全・安心を守る災害対応の充実

《現状と課題》

大規模な災害への備えに対する市民の関心や意識は高まっているものの、地域によって防災に対する取り組みに格差が生じています。災害による被害を減らすためには、各家庭での自助の備えが必要ですが、対応を行政のみに委ねる意識が未だに高い傾向があります。

また、河川や雨水排水施設の流下能力が不足していることから、近年増加傾向にある集中豪雨や大雨等によって、低地部等では水害が発生しています。

こうした状況の中、災害発生時に迅速かつ円滑な対応を行うためには各課での情報を共有し、本市における防災対策の核となる地域防災計画の見直し、及び国民保護法制への対応等を含めた自然災害・緊急事態への一元的危機管理体制の整備を進めるとともに、職員や市民が的確に対応できるよう、知識の普及啓発を図ることが必要です。また、市民を水害から守るため、治水安全度の向上や治水施設の適正な維持・管理が求められています。

さらに、災害発生時の被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の結成率を高め、市民一人ひとりが効果的な活動を行うことによって地域の防災力を向上させることが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

治水や耐震強化等の防災対策を推進するとともに、地域での相互協力体制や各家庭での備えが充実し、地域の防災力の向上が図られることによって、災害に対して備えのある安全で安心な暮らしが確保されている状態

〔施策の方針〕

災害に備えのある安全で安心な暮らしを確保するため、市民の防災意識及び防災対応力の向上を図るとともに、治水や耐震強化等により災害時の減災に向けて都市防災機能の向上を図ります。

また、災害発生時に迅速かつ円滑な防災活動を行うため、近隣自治体や関係機関等を含めた防災体制の整備・充実を図ります。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
自主防災組織結成率	55% (平成22年度)	70%	結成率＝自主防災組織を結成した町会・自治会数/全町会・自治会数
防災行政無線固定系子局再整備数	82基 (平成22年度)	168基	
市有建築物及び民間建築物の耐震化率	市有 55% (平成21年度) 民間 83% (平成19年度)	90% (平成27年度)	船橋市耐震改修促進計画に基づく。耐震改修工事件数及び建築年データ等より算出。 28年度以降は実績等を参考に、計画と目標を検討する。
落橋防止(橋りょう耐震化)事業数	8橋 (平成21年度)	21橋	
1時間50ミリの降雨に対応した河川改修率	39% (平成21年度)	53%	改修対象河川における50mm/hr以上の改修すべき延長に対する各年度の改修延長の割合

《施策の方向》

施策1) 防災意識・防災対応力の向上

地域防災力を向上し、災害時の被害を最小限に抑えるため、地域において防災活動を担う中核的な人材である地域防災リーダーを養成します。また、学校や地域等、様々な場所での防災訓練を実施するなど、市民と職員の防災意識と防災対応力の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

〔主要事業〕

- ・ 自主防災組織の強化と充実
- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 中学生向け防災学習の実施
- ・ 職員防災力向上研修の実施

施策2) 防災体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な活動を実施するため、地域防災計画等の見直しを行い、応援協力体制の構築や、防災備蓄及び防災協力農地を含む避難場所や避難施設等を整備し、防災体制の充実を図ります。

あわせて、大規模地震発生時に必要な応急対策業務、復旧・復興業務及び通常業務を優先的に継続させ、かつ、他の業務も段階的に回復させていくための業務継続対策を推進します。

また、災害発生時に正確かつ迅速に情報を伝達するため防災行政無線の活用を図るなど、情報連絡体制を充実・強化します。

〔主要事業〕

- ・ 地域防災計画等の内容の充実
- ・ 災害時における業務継続対策の推進
- ・ 災害時要援護者対策の充実
- ・ 災害時応援協定締結の促進
- ・ 防災備蓄整備の充実

施策3) 都市防災機能の向上

災害による被害を最小限にするため、公共建築物や橋りょうの耐震改修工事を実施します。また、民間の建築物に対しても耐震診断や耐震改修工事を促し、耐震化率の向上を図ります。さらに、住民の生命・財産を守るため、大地震や大雨により被害が想定される土地に対し、必要な対策を講じます。

〔主要事業〕

- ・ 公共建築物・民間建築物の耐震化促進
- ・ 落橋防止（橋りょう耐震化）事業の推進

施策4) 治水対策の推進

1時間に50ミリの降雨でも水害が起きないようにするため、河川の改修や下水道による雨水管の整備及び雨水貯留浸透施設の整備等を推進します。また、海老川では河川改修と合わせ、調節池の整備を図ります。さらに、集中豪雨や大雨時における水害を軽減するため、河川の浚渫や排水施設の清掃等の適正な管理に努めます。

〔主要事業〕

- ・ 河川の改修
- ・ 下水道による雨水管の整備
- ・ 雨水貯留浸透施設の整備
- ・ 河川排水路の維持管理
- ・ 海老川調節池の整備（県事業）

2-3-2 犯罪のないまちづくり

《現状と課題》

本市における刑法犯認知件数は平成15年をピークにそれ以降は減少していますが、一部の犯罪については増加傾向にあります。また、町会・自治会における防犯パトロール隊の結成率は年々増加しているものの、近年伸び率は減少しています。

一方、市では市民の安全の確保と防犯意識の向上を目的として、ホームページや携帯電話をはじめとする各種媒体を通じて防犯情報等を提供しています。

こうした状況の中、市民の治安に対する不安感は必ずしも刑法犯認知件数の減少に見合ったものとはなっておらず、市民、事業者、警察及び行政との連携による防犯対策の推進や、犯罪防止のための効果的な情報提供が求められています。また、地域における安全を守るためには、市民による自主防犯活動を促進することが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民の治安に対する不安が減少し、安全で安心して生活できる地域社会が実現している状態

〔施策の方針〕

安全で安心な地域社会を実現するため、市民、事業者、警察及び行政が犯罪のないまちづくりにおいて求められる役割を分担するとともに連携し、防犯に対する意識の向上を図ります。また、市民による自主防犯活動を支援します。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
船橋市における人口一人当たりの刑法犯認知件数	147件 (平成21年)	125件	刑法犯認知件数は船橋警察署及び船橋東警察署からの情報提供による
自主防犯パトロール隊の結成率	45.5% (平成22年度)	55%	結成率＝自主防犯パトロール隊を結成した町会・自治会数/全町会・自治会数

《施策の方向》

施策1) 防犯体制の充実

防犯意識の啓発及び犯罪の抑止を図るため、市民安全パトロールカーによるパトロールや、学校や警察から寄せられた犯罪発生情報、不審者情報等の市民への情報提供など、市民、事業者、警察等と連携した防犯活動を展開します。また、犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、町会・自治会等に対する防犯灯の設置及び維持管理の支援や、宅地開発時の防犯灯や集会所の新規設置について開発事業者と協議を行います。

〔主要事業〕

- ・市民安全パトロールの推進
- ・防犯情報等の提供
- ・防犯灯の設置及び維持管理の支援
- ・宅地開発に係る協議の実施

施策2) 自主防犯活動の促進

地域における自主防犯活動を促進するため、自主防犯パトロール隊への物資支給等の支援を行います。

〔主要事業〕

- ・自主防犯活動の支援

2-3-3 市民を守る消防体制の充実

《現状と課題》

本市における火災件数は、平成13年の227件を境に平成21年は163件と、減少傾向で推移しています。一方、平成21年の救急件数については、27,087件であり、救急需要は年々増加の傾向にあります。

こうした状況の中、常に火災発生から市民の安全を確保するため、建物の防火安全対策指導の徹底や、住宅防火を引き続き推進することが必要です。

また、救急需要の増加に対応するため、医療機関との連携を図り、救命効果の高い救急体制を確保することが必要です。

さらに、大規模地震等の災害への対応として、耐震性貯水槽の計画的な整備や、地域防災体制の中核的存在を担う消防団の活性化が必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

火災や災害の発生に備えた消防体制が充実し、市民が安心して暮らせるまちが実現している状態

〔施策の方針〕

火災や災害から市民を守るため、市民の防火・防災意識の高揚や建物の安全管理体制を充実するとともに、消防力の充実・強化を図ります。

また、市民の大切な命を守るため、消防と医療機関との連携を強化し、救急体制の充実を図ります。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
住宅火災における逃げ遅れによる焼死者数	4.6人 (平成17～21年の平均)	0人	
消防水利(消火栓・耐震性貯水槽等)の整備率	94% (平成22年度)	100%	市内を250m四方に区分し消防水利を設置した割合
救急救命士の救急業務従事者数	44人 (平成22年度)	84人	救急隊1隊に対し2名の救急救命士配置を目標とする

〈施策の方向〉

施策1) 火災予防体制の充実

火災の発生を未然に防ぎ市民生活の安全を図るため、建物の予防査察の充実や、安全管理体制の強化を図ります。また、火災原因を明らかにして、火災予防及び警防対策に役立てるため、火災原因調査体制を強化します。さらに、市民の防火意識の高揚と広報広聴体制の充実を図るため、各種広報媒体を活用して火災予防広報を推進します。

〔主要事業〕

- ・ 防火安全対策の推進
- ・ 危険物施設安全対策の強化
- ・ 火災原因調査体制の強化
- ・ 防火意識の高揚と広報広聴の推進

施策2) 消防力の充実

多様化・高度化する消防業務へ対応するため、消防力の整備指針に基づく消防署所及び消防車両の適正な配置や、職員の教育訓練の充実を図ります。また、災害活動体制の強化のため、消防庁舎の耐震性確保や、消火栓や耐震性貯水槽の整備等を推進します。さらに、消防団が安定して活動を実施できるよう、地域住民が参加しやすい活動環境の整備を図ります。消防指令業務については、業務の効率化及びコスト削減を図るため、共同処理を進めます。

〔主要事業〕

- ・ 消防庁舎等の整備
- ・ 消防車両、水利の整備
- ・ 消防団の活性化
- ・ 消防救急デジタル無線の整備
- ・ 消防指令業務共同運用

施策3) 救急体制の充実

増加する救急需要に対応し、効率的な救急体制を充実するため、傷病者の症状に応じた医療機関への搬送の円滑化や、救急隊員・救急救命士の養成、救急資機材の整備及びドクターカーの運用を推進します。また、ドクターカーに同乗する医師等の指示・指導・助言により、メディカルコントロール体制⁶を充実します。さらに、応急手当の知識と技術を有する市民を育成するため、各種救急講習会を開催します。なお、市民に対して救急車の適正利用について広報し、増加する救急需要への対応を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 救急業務の高度化の推進
- ・ メディカルコントロール体制の充実
- ・ 医療機関との連携による救急搬送の円滑化
- ・ 市民の命を守るための各種救急講習会の開催
- ・ 救急車の適正利用の推進

⁶ メディカルコントロール体制：救急救命士を含む救急隊員が搬送時に行う応急措置の質を医学的観点から保障すること。

2-3-4 清潔で安心な暮らしの実現

《現状と課題》

本市では、清潔で安心な生活環境の実現を目指してネズミやハエ・蚊の駆除、空地の草刈り指導、市民トイレの設置等を進めてきた結果、衛生害虫による被害や感染症の発生は大幅に減少しました。しかし、暖冬によるユスリカの通年的発生や放置された空き地などが依然として問題となっています。さらに、犬、ねこの糞尿及びびのらねこへの餌やりや自然交配を原因とするねこの増加に対する対策が求められています。

また、生活・衛生関連施設については、公衆浴場において近年浴場数及び利用者数が減少している一方、墓地や斎場においては利用者の増加による斎場火葬炉の不足等が予想され、馬込霊園周辺では交通渋滞も大きな問題となっています。

こうした状況の中、衛生環境のさらなる改善を図るため、衛生害虫の駆除や狂犬病対策の推進、動物の適正飼育及び管理について普及・啓発を図ることが必要です。

一方、生活・衛生関連施設について、市民のニーズを検証しつつ公衆浴場の確保に取り組む必要があります。また、墓地・斎場への需要増加に対応した対策を取ることが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民、事業者、行政が一体となって衛生環境の向上に取り組み、清潔で安心して住むことのできる環境が確保されている状態

〔施策の方針〕

衛生的で快適な生活環境を確保するため、市民、事業者と一体となった防疫体制の充実を図るとともに、衛生環境向上のための取り組みを推進します。

また、墓地や斎場の利用者の増加や多様なニーズに応えるため、霊園や四市複合事務組合による斎場の整備・充実を進めます。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
狂犬病予防注射接種率	75.3% (平成21年度)	90%	畜犬登録件数のうち狂犬病予防注射実施率
動物愛護教室への年間参加者数	599人 (平成21年度)	1,000人	犬、ねこのしつけ方教室及び動物愛護教室への年間参加者数

《施策の方向》

施策1) 生活衛生の向上

衛生的できれいなまちづくりを進めるため、狂犬病対策や病害虫駆除対策、市民トイレの設置、空地の草刈り指導等を進めるとともに、市民からの要望・相談についての確に対応できる体制の整備を図ります。また、公衆浴場の利用を促進し、公衆浴場の確保を図ります。さらに、人と動物の共生を目指し、犬・ねこの不妊去勢手術の普及やねこの飼い方に対するガイドラインの作成等により、動物の適正飼育及び管理の啓発と普及を図ります。

〔主要事業〕

- ・生活衛生の向上
- ・公衆浴場の利用促進
- ・狂犬病対策の推進
- ・動物愛護対策の推進

施策2) 墓地・斎場の整備

墓地・斎場に対する利用者の増加や、多様化する市民ニーズに対応するため、周辺の交通渋滞を緩和する対策を講ずるとともに、霊園や四市複合事務組合による斎場の整備・充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・霊園・斎場の整備

2-3-5 良好な住まいの整備

《現状と課題》

全国の人口が平成19年度に減少に転じ、少子・高齢化が進行、世帯人員も減少傾向を示す中、本市においても本格的な少子・高齢社会の到来を間近に控え、世帯・人口構造の変化が進んでいます。また、生活水準の向上や価値観の多様化により、市民の良好な住宅に居住したいという欲求や潤いのある心豊かな生活を実現したいという要望が高まり、住宅の整備は「量」の確保から「質」の向上へと変化しています。

一方で、自力で住宅の確保が困難な低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等からの居住の安定を求める声もあります。

こうした状況に対して、市民が安心して安全に暮らせる良好な住環境の整備を進めることが必要です。また、住宅に困窮する高齢者世帯・障がい者世帯等を支援するための住宅セーフティネットの整備が求められており、公的賃貸住宅ストックを有効に活用していく必要があります。特に単身の高齢者等においては、民間賃貸住宅への入居拒否等、安心して住み続けられる住居の確保が困難な場合があるため、その対策や相談体制の充実が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

誰もが安心して住み続けられる居住環境が整っている状態

〔施策の方針〕

良好な居住環境を実現し、生き生きとした地域社会の形成を図るため、良好な住宅の確保や、市民が安心して暮らせる良好な住環境の整備を促進します。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
市営住宅の供給率	65% (平成22年度)	75%	住宅・土地統計調査データを基にした必要供給戸数に対する供給戸数の割合
住宅建築・増改築等に関する相談会における相談件数	109件 (平成21年度)	200件	建築住宅相談、増改築相談、マンション管理相談における相談件数

〈施策の方向〉

施策1) 住宅セーフティネットの整備

最低居住水準の住宅を市場において自力で確保することが困難な収入の世帯に住宅を供給するため、市営住宅を整備するとともに、入居基準の厳格化による適正な管理に努め、さらには計画的な改修による市営住宅の長寿命化を図ります。

高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の住宅の確保が困難な者が、円滑に賃貸借契約を結ぶための民間賃貸住宅入居支援システムの構築を目指します。

また、高齢者や障がい者が安心して暮らせる住居確保のため、高齢者向けの住宅やバリアフリー化に関する各種制度等について、多角的な情報提供を行います。

〔主要事業〕

- ・市営住宅の整備及び入居管理の適正化
- ・民間賃貸住宅の入居支援
- ・住まい情報の提供

施策2) 住環境の整備

住宅の建築・増改築等に関する情報提供と、住まいに関する問題の解決を支援するため、各種相談業務の充実を図ります。また、周辺と調和した住環境を形成するため、中高層建築物や共同住宅の建築に際して、紛争の防止や調整を行います。住居表示については、防犯・消防活動等の円滑な遂行を支えるため、住居表示板・街区表示板等の設置や、地番による住所が分かりにくい地域へ導入を図ります。

〔主要事業〕

- ・建築等相談業務の充実
- ・建築紛争の予防・調整
- ・住居表示の整備・管理

後期基本計画 個別計画一覧（第2章）

計画名	計画概要	計画期間	所管課
船橋市環境基本計画	近年変化している環境問題を的確に捉え、地域の将来像、望ましい地域環境のあり方などを明らかにし、社会変化や市民ニーズに対応した環境保全施策を推進する計画。	平成 23～32 年度	環境保全課
生活排水対策推進計画	下水道の整備促進、啓発活動による発生源対策等、河川汚濁の主原因である生活排水対策を推進する計画。	平成 23～27 年度	環境保全課
地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）	地域から地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、市、市民、事業者等の役割を明らかにする計画。	未定	環境保全課
地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務・事業編）	市自らが行う事務・事業について、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガスの排出の抑制等環境保全に向けた取り組みを明らかにする計画。	平成 22～26 年度	環境保全課
船橋市一般廃棄物処理基本計画	市の廃棄物処理システム全体を定める計画。	平成 24～33 年度	クリーン推進課
船橋市緑の基本計画改定版	都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画。	平成 19～37 年	みどり推進課
船橋市耐震改修促進計画	平成 27 年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率 90%を目指す計画。 ※H22.6 の閣議決定により、H32 における住宅の耐震化率 95%が示された。国の制度改定が予想される。	平成 20～27 年度 (8 年間)	公共建築物保全課
船橋市住生活基本計画	本市の地域特性を活かした総合的な住宅政策に関する計画。	平成 21～27 年度 (7 年間) 計画期間終了後は、次期計画を策定予定	住宅政策課
船橋市地域防災計画	災害対策基本法に基づき、災害から市民の生命・身体・財産を保護するための防災の業務などを具体的に定めた計画。	計画期間なし	防災課
船橋市水防計画	水防法に基づき市域の河川等の洪水、高潮等の水災から市民の安全を保持するための計画。	計画期間なし	防災課
船橋市国民保護計画	国民保護法に基づき、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生、またはそのおそれがある場合に備え、市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるための計画。	平成 19 年～	防災課